

知床世界自然遺産 地域連絡会議 設置要綱

(目 的)

第1条 知床の世界自然遺産の適正な管理のあり方を検討するため、「知床世界自然遺産地域連絡会議（以下「地域連絡会議」という。）」を設置し、関係機関の連絡・調整を図る。

(検討事項)

第2条 地域連絡会議は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 知床世界自然遺産(以下「遺産地域」という)の管理計画に関する事項
- (2) 遺産地域の適正な保全・管理を推進するための連絡・調整に関する事項
- (3) その他、第1条の目的を達成するために必要と認められる事項

(構 成)

第3条 地域連絡会議は、別紙に掲げる構成機関及びオブザーバーをもって構成する。

(運 営)

第4条 地域連絡会議は、事務局長が召集し、会議の議事進行を務める。

- 2 地域連絡会議には、必要に応じ、構成機関以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 地域連絡会議の事務局は、環境省釧路自然環境事務所、北海道森林管理局及び北海道によって構成し、対外的な連絡窓口は環境省釧路自然環境事務所が務める。

- 2 事務局長は、環境省釧路自然環境事務所長が務める。

(その他)

第6条 地域連絡会議は、遺産地域の適正な管理に資するため、知床世界自然遺産地域科学委員会及び知床国立公園利用適正化検討会議等と連携・協力を図る。

- 2 この要綱に定めるもののほか、地域連絡会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成15年10月27日から施行する。

平成16年7月7日 一部改正

平成17年7月25日 一部改正

平成18年9月27日 一部改正

平成19年10月29日 一部改正

(別 紙)

知床世界自然遺産地域連絡会議 構成機関・団体一覧

1. 構成機関（遺産地域の保全・管理にかかる法律、条例、規則等を所管する関係行政機関）

（1）関係省庁

- 環境省釧路自然環境事務所
- 林野庁北海道森林管理局

（2）地方公共団体

- 北海道環境生活部
網走支庁及び根室支庁
- 北海道教育庁
網走教育局及び根室教育局
- 斜里町
- 羅臼町

2. オブザーバー（遺産地域の保全・管理の推進に関わる地元関係団体）

- 羅臼町・知床世界自然遺産協議会
- 斜里第一漁業協同組合
- ウトロ漁業協同組合
- 羅臼漁業協同組合
- 網走漁業協同組合
- ウトロ地域自然保護と利用に関する協議会
- 知床ガイド協議会